平成２４年（フ）第２５９号
徳島県吉野川市川島町児島字長池80番地３
債務者　株式会社ＳＦ企画
代表者代表取締役　粟飯原義雅
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　大輔
4　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午前10時50分
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
静岡県富士市鮫島50番地の６
債務者　有限会社山照組
代表者代表取締役　山崎　雅浩
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　　順
4　破産債権の届出期間　平成24年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２４２２号
札幌市北区新琴似４条13丁目７番21号
債務者　有限会社北竜
代表者代表取締役　瀧田　尉雄
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋谷　剛志
4　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２号
北海道小樽市長橋１丁目17番28号
債務者　有限会社きくち食品
代表者代表取締役　菊地　　祥
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　泰朗
4　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午後３時
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１２６号
鳥取県鳥取市湖山町北１丁目553番地
債務者　有限会社山陰サービス
代表者代表取締役　奥村　　肇
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷裕次郎
4　破産債権の届出期間　平成24年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６９号
兵庫県姫路市飾磨区中島3136
債務者　株式会社タケナカ
代表者代表取締役　竹中　秀明
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成24年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４８１号
新潟市中央区女池神明１丁目５番２、商業登記簿上の本店所在地新潟市中央区下大川前通三ノ町2230番地67
債務者　株式会社丸新システムズ
代表者代表取締役　新津　　節
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　　哲也
4　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８２号
群馬県高崎市島野町314番地５　大谷ビル１階、商業登記簿上の本店所在地群馬県高崎市島野町314番地５
債務者　株式会社丸新エーアンドアイ
代表者代表取締役　庭山　豊広
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　　哲也
4　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３号
熊本県水俣市浜松町５番33号
債務者　株式会社ファイバーウッド
代表者代表取締役　山川　紀男
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月26日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第５３５号
静岡市駿河区国吉田１―９―38―２
債務者　株式会社蓮友グループ
代表者代表取締役　田中　龍史
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田康太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５８号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目13番12号
債務者　株式会社ネクスターテイメント
代表者代表取締役　清水　雄也
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　法彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５８１号
埼玉県川越市大字天沼新田184番地４
債務者　有限会社プロデュース北斗
代表者代表取締役　佐藤　芳實
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午前10時50分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６８２号
埼玉県川越市喜多町２番地６喜多町ビル
債務者　株式会社友和フロンティア
代表者代表取締役　横山　純子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午前10時40分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４１５号
札幌市東区北15条東16丁目１番５―507号
債務者　有限会社麻耶がきんこ
代表者代表取締役　宮下　悌司
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡　　能史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２２号
大阪府岸和田市宮本町10番12号
債務者　株式会社武蔵屋
代表者代表取締役　安井　清賢
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後３時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係